

建災防神奈川支部ニュース

No.539 令和2年10月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話201-8456 FAX201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

建設業労働災害防止大会開催へ向けて



黒田 憲一

建設業労働災害防止協会神奈川支部
支部長

益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。会員の皆様におかれましては日ごろから神奈川支部の事業運営につきましては多大なるご支援・ご協力を賜り御礼申し上げます。

新型コロナの感染防止については9月11日に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から9月19日以降の新たな体制が発表され、各種のイベントの開催が緩和されました。しかしながら、まだまだ予断を許す状況ではなく、第3、第4の山が懸念されるところであり、各事業所・現場においては「三つの密」を避けることの徹底や「新しい生活様式」の推進など、これまでとは違う社会生活や企業活動などを展開されていることと思います。

一方、県内における建設業に従事する労働者が被災した労働災害は、9月25日現在において死亡災害が8件、全産業15件中半数以上を占め、8件の半数4件は当支部で重点としている墜落・転落によるもので、神奈川労働局からも建設業の労働災害防止対策が最重要課題との指摘を受け、9月末に労働基準部長他局幹部と合同でのパトロールの実施などが要請されています。

7～9月に発生した死亡災害の内容を見ると、設備の不安全状態というより、決められたルールを軽視することによる、人の不安全行動に多くの原因が認められ、コロナ対策も大切ですが、作業員一人一人の安全意識を高めることが喫緊の課題と思われます。

こういった情勢を踏まえ、9月28日に臨時の正副支部長・分会長会議を開催し、11月に予定されていた支部の労働災害防止大会をあえて開催するべきとの結論に達しました。

ただし、開催に当たっては十分な感染予防対策を講じる必要があり、会場を密の状態にしないために、定員を半分の250名弱にし、参加者は表彰者を中心にして出席をいただき、特別講演等も省略することで極力時間短縮を図ることとします。

労働災害防止大会は、建設業の安全衛生関係者が一堂に集まり、安全衛生意識の一層の高揚を図るとともに、長年分会、事業所等で安全衛生活動に尽力された方々の功績をご披露し、今後に向け無災害を達成すべく新たな誓いを立てる場です。

どうかその趣旨をご理解いただき、開催に向け格段の御配慮をお願い申し上げます。

第55回建設業労働災害防止大会

日時 11月5日（木）15時開場

場所 はまぎんホール

横浜市西区みなとみらい3-1-1

詳細は表彰対象者等に封書をもって連絡し、今回は一般参加は不可となります。

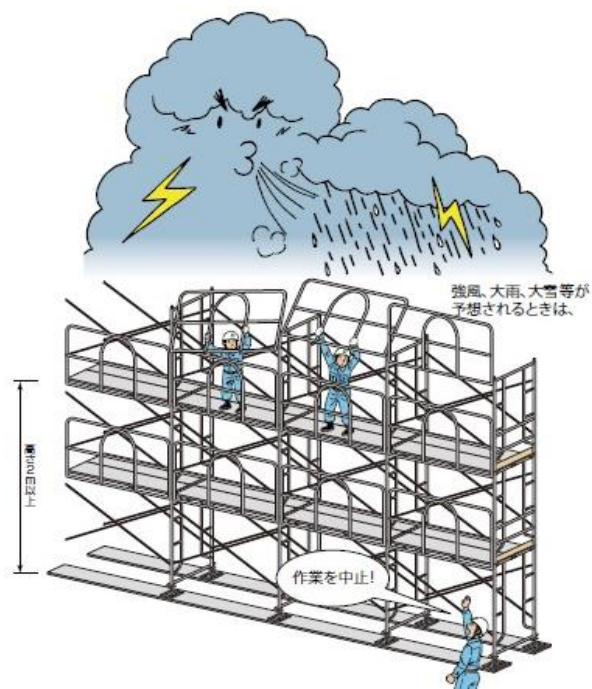
神奈川労働局井上労働基準部長からの要請



9月7日建設業労働災害防止協会神奈川支部において、神奈川労働局井上労働基準部長から黒田支部長に台風通過時・通過後の強風・大雨等による労働災害防止対策の徹底について要請がありました。

これから台風シーズンを迎えるにあたり、昨年神奈川県内においては9月以降に発生した大型で猛烈な台風15号を台風19号により、高波での浸水、強風による足場の倒壊・クレーンの逸走倒壊など甚大な被害が発生したことによるものです。

今年に入っても、7月に発生した一連の豪雨は、九州、中部、東北地方をはじめ、広範囲な地域において、多くの人命や家屋への被



台風時期の労働災害防止対策の徹底を

害のほか、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらしています。

今後、県内において、昨年同様の大型台風発生に伴う洪水災害、土砂災害、浸水害などの発生が懸念され、台風通過後の災害復旧工事においては、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、強風被害を受けた屋根等の修繕作業時の高所からの墜落転落災害、がれきの処理作業による労働災害などの発生

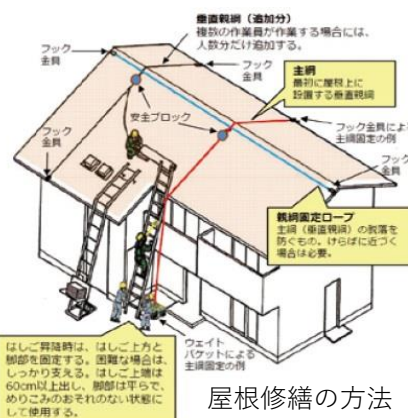
も同様に懸念されます。

そのため、台風による強風・大雨の影響下に入る前・影響下に入ったときにお

ける建設現場の適切な労働災害当発生防止の措置を講じて作業者の安全確保に十分に配慮する必要があります、さらに台風通過後の復旧工事においても作業者の労働災害防止対策を徹底し作業を進める必要があります。

これらのことを踏まえて、要請書では下記の項目について必要な事項が示されています。

詳細は支部のホームページに掲載していますのでご参照ください。



台風通過時等の重点対策

- ①強風に備えた足場等の仮設物及びクレーン等の倒壊及び損傷等の防止
- ②台風通過中など風雨が強まっている時間帯における現場巡回及び作業の実施
- ③台風通過後の留意事項及び災害復旧工事における災害防止

専門工事業者によるパトロール活動



9月18日神奈川支部と神奈川県建物解体業協会とで合同安全パトロールを開催しました。同パトロールは厚生労働省の「専門工事業等安全衛生活動支援事業」の一環で行われたもので、現場は清水建設横浜支店において施工中の森永製菓MOT再編第二期工事です。パトロールに当たっては解体協会の児島安

全技術安全委員長が中心となって進め、現場事務所内で施工担当者から工事概要と作業状況の説明を受け、現場内の視察を行い、情報交換等を行いました。

情報交換の中では、重機・搬入車両との接触防止対策、新型コロナ対策、施主の森永製菓が操業中での安全対策などの優れた点について活発な意見が出されました。



コロナ対策

講師派遣します！（無料）オリパラ講習会開催



9月9日小田原市の建設現場において、
「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業」（通称オリパラ事業）による新規入職者向けの安全衛生教育が行われました。

このオリパラ事業は厚生労働省から建災防が委託された事業で、現場パトロールや各種教育（新規入職者・新規入場者・管理監督者・再教育）が無料で受けられるものです。

当日は建災防本部の安藤安全指導員が講師となり、入職して1～3年程度の元請職員、専門工事業者の作業員が参加、災害事例や法

規など事業で配布される資料等を使って2時間ほどの講習を受けました。

今回は現場での講習でしたが、県内では事業所で管理監督者を対象とした教育や、複数の現場を見てもらってのパトロールなどを建災防が委嘱した専門の指導員が行っています。

本事業は来年1月末までですので、社内、現場のでの安全教育、もしくは安全大会での講師等お悩みでしたら支部までご相談ください。



災害事例集

新規入職者向けテキスト
いずれも無料配布

[illegible]

あなたの現場は大丈夫？

労働災害発生事例

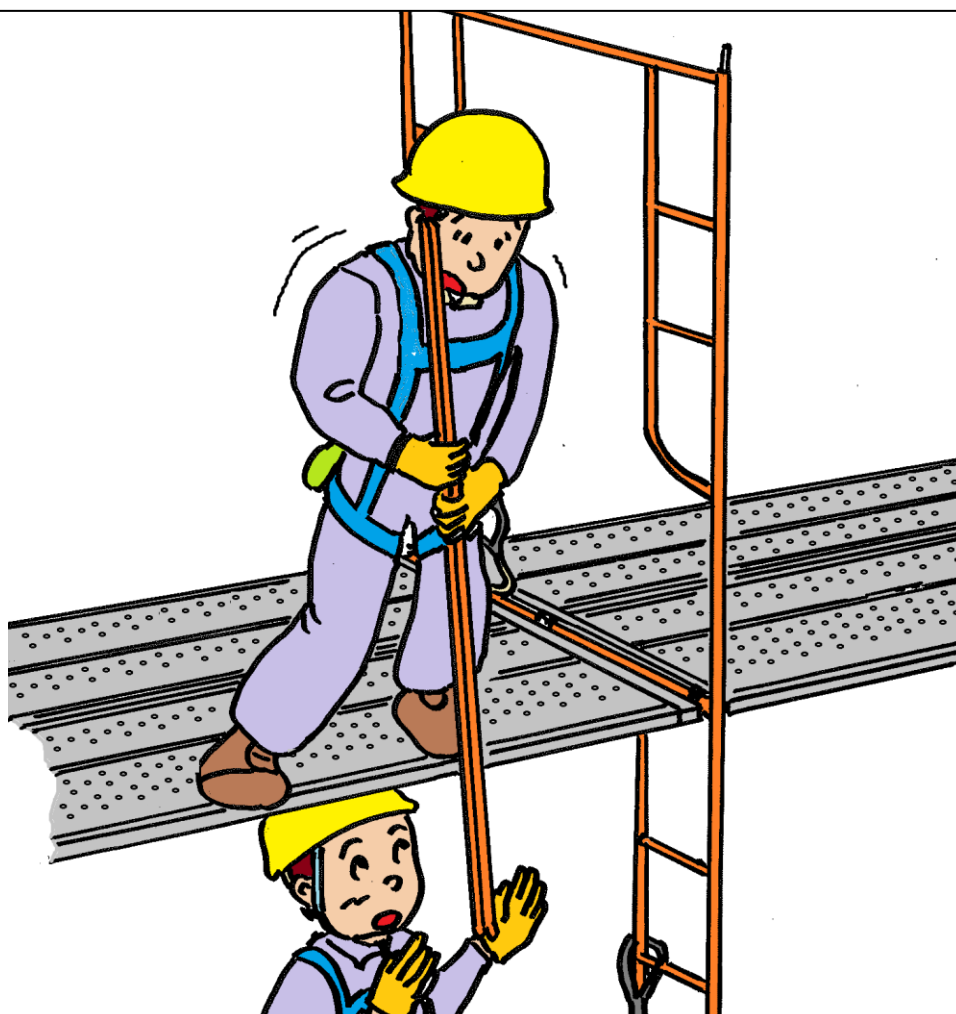
川崎南署管内発生

足場の解体作業中、バランスを崩して墜落

状 況

災害発生日時 令和2年8月 午前11時ごろ 建築工事業

11階建てビル新築現場で、外周の枠組足場を解体作業中、被災者は足場10層目で、解体した足場部材を地上に下ろすため、下の層にいる作業者に渡した際に、誤って地面まで約17メートル墜落した。フルハーネス型墜落制止用器具を着用していたが、そのフックを使っていなかったもの。



災害のここをチェック

1 墜落転落防止措置

安全帯を安全に取り付けるための設備等を設け、作業の順序等を決定し、安全帯の使用をすること。

2 足場の解体作業時の管理体制

足場の組立等の作業主任者を選任し、作業方法等を決定し、直接指揮の下、作業の進行状況、安全帯の使用状況を監視すること。

3 作業指揮者による安全な作業手順の徹底

墜落転落の危険のある個所における作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に安全な作業手順による作業を直接指揮させること。

注：イラスト・災害のここをチェックは参考です。実際の災害状況とは異なります。

KYや現場の掲示等にお使いください。

あなたの現場は大丈夫？

労働災害発生事例

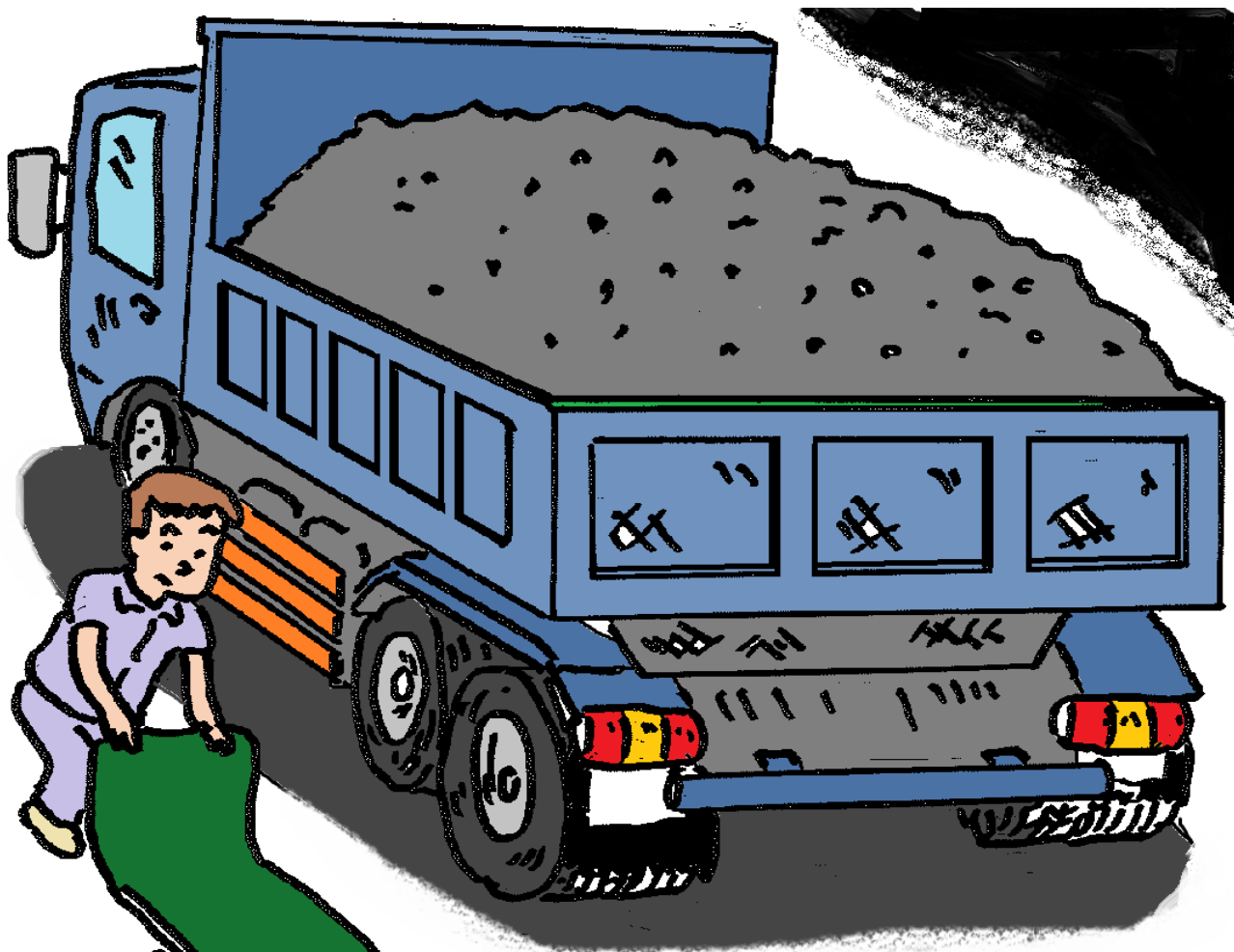
鶴見署管内発生

シートの折りたたみ作業中、ダンプカーに轢かれる

状 況

災害発生日時 令和2年7月 午前1時ごろ その他の建築工事業

夜間工事現場の残土を、外注ダンプで運搬中、残土捨て場の受付所の手前の道路上にダンプを止め、荷台にかけていた飛散防止用シートを外し、道路上でシートを折り畳み丸めているとき、後方から来た別会社のダンプに轢かれたもの。



災害のここをチェック

1 作業計画による運行

ダンプトラックなどの貨物自動車を運行させる場合、運行経路、作業の方法などが示されている作業計画を定め、当該作業計画により運行させること。

2 接触の防止等の管理体制

走行路上等で作業させる場合、車両との接触を防止するため、車両の立ち入りを禁止することができない場合は誘導者を配置し、その者に誘導させること。

3 交通労働災害防止対策

道路上の作業等、走行車両との危険を防止するため、上記2の措置とともに、囲い、柵、ガード、案内誘導標識等を設けること。

注：イラスト・災害のここをチェックは参考です。実際の災害状況とは異なります。

KYや現場の掲示等にお使いください。

元安全管理士の つぶやき

繰り返されるスレート踏み抜き事故



今月号の災害情報は神奈川労働局の発表により8月末までの災害統計を掲載しているが、残念ながら9月30日現在において、8件目となる建設業での死亡災害の情報が入っている。内容は、工場の屋根の波板の補修取替え工事を行うにあたり、屋根上の鉄さび等を清掃中に鋼板波板を外した隙間のスレート部分を踏み抜いて約8メートル墜落して死亡したものである。

このスレートの踏み抜きについては、全国でも発生しているが、特に神奈川県においてはここ数年以下のとおり、ほぼ毎年という頻度で発生している。踏み抜き事故が昔から発生して未だになくならない要因には大きく二つの特徴があるからだと思われる。

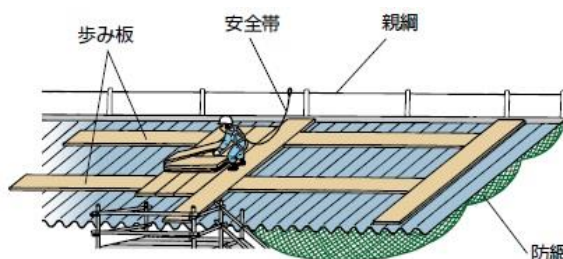
一つは**成功体験**によるもので、スレートというやつは、新品であれば、通常普通の体重の者が乗ってもそうそう壊れることがない。

そのスレートが風雨や日にさらされて劣化が進むとバリッと一気に割れてしまう。

同じ屋根でも日の当たり具合とか、湿気にさらされるとかの環境条件で度合いが違ってくるため、場所によっても異ってくる。

また、もう一つは下が見えないというところにある。それぞれの災害の墜落距離を見ても工場の屋根だと5m以上の高さがある。

どんな高いところであっても、下が見えないと、危険だと頭では理解はしていても、**感覚として危険**というとらえ方ができず、頭と行動が伴わなくなってしまう、ということにある。法規則で求めるシンプルな対策が必要不可欠であろう。



労働安全衛生規則第524条

事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

※「防網を張る等」の等には、労働者に命綱を使用させる等の措置が含まれること。

【近年の神奈川県におけるスレート等の踏み抜きによる死亡災害】

2019年7月 工場の屋根に設置されたルーフファン（煙突）を塗装中にスレート屋根を踏み抜いて約14メートル下のコンクリート床に墜落して死亡

2018年7月 工場のスレート屋根の明かり取り部を交換する作業を行っていた被災者が、スレート屋根を踏み抜いて高さ5.2メートルのコンクリート床に墜落して死亡

2017年7月 工場のスレート屋根を補修する作業を行っていた労働者が、休憩を終えて作業箇所に移動していたところ、スレートを踏み抜いて約4メートル下のコンクリート上に墜落して死亡

2016年5月 民家駐車場の屋根材を張り替える改修工事において、作業手順等を決定するため屋根梁上にしゃがんでいた被災者がバランスを崩してしりもちをついた際に手で屋根材を破損して、3.5メートル下のコンクリート上に墜落し、約2週間後に収容先の病院にて死亡

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業４日以上）

いづれも神奈川労働局 令和２年８月末現在

署 業種	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
２ 年	37	15	29	41	39	55	25	50	28	41	34	41	435
	(1)		(1)	(1)				(1)	(2)			(1)	7
前 年	49	11	35	39	34	64	30	32	23	37	34	57	445
						(1)		(1)	(1)	(2)		(2)	7

（注）労働者死傷病報告による、（ ）内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和２年９月２５日現在

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和２年)	前年同期 (令和元年)	前々年同期 (平成30年)	令和元年	平成30年	平成29年
				いずれも（確定値）		
製 造 業	2	2	5	2	6	6
建 設 業	8 (2)	9 (1)	6	10 (1)	10 (1)	6 (1)
交 通 運 輸 業				1	1	
陸上貨物運送事業	1 (1)	2 (1)		2 (1)	2	5 (1)
港 湾 荷 役 業			1	1 (1)	1	
商 業	1 (1)	1 (1)	4 (2)	1 (1)	4 (2)	3
清 掃 ・ と 畜 業	1 (1)	1	5 (1)	3 (1)	5 (1)	4
そ の 他	2	3	4 (1)	4 (1)	5 (1)	6 (2)
合 計	15 (5)	18 (3)	25 (4)	24 (6)	34 (5)	30 (4)

（注）：死亡災害把握数は、欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。 令和元年は平成31年も含みます。

☆死亡災害の概要☆

令和２年８月末現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	２月	土木工事業	基礎工事用機械	被災者は自社で杭打機の輸送時仕様への組立の補助に従事。運転手が杭打機のリーダー下部を接地固定させていたジャッキを縮めて接地解除操作をしたところ、長さ約２メートルのリーダー下部が、リーダー本体とのヒンジを支点に大きく揺れた。その瞬間に被災者が何らかの理由で揺れる範囲に立ち入ってきて、リーダー下部に激突されたもの。
	１６時頃	５０人～９９人	激突され	
2	３月	土木工事業	開口部	鉄道トンネルの坑口構造物の上を通る、幅１．５メートルの通路を歩行中、体勢を崩し、約１３メートル下の線路付近に墜落したものの。
	０時頃	３０人～４９人	墜落、転落	
3	７月	土木工事業	乗用車、バス、バイク	夜間工事の現場に向かって高速道路を走行中のワゴン車が、ジャンクション前の右カーブでブレーキをかけたところタイヤが横滑りして道路左側側壁に車両左後部が衝突し、同乗の作業者のうち２名が死傷したものの。
	０時頃	１０人～２９人	交通事故（道路）	
4	７月	土木工事業	その他の環境等	橋梁建設工事現場の仮設の構台に設置していた二柱式看板（高さ３メートル、看板部分の高さ０．９メートル×幅４メートル）を２名で撤去中、突風（当日の最大瞬間風速１１．１メートル／秒）で看板があおられて、１名が看板と一緒に構台の手すり（高さ約１０２センチメートル）を超え、構台下の橋脚用基礎杭の底まで、約６０メートル墜落したものの。
	１１時頃	３０人～４９人	墜落、転落	
5	７月	その他の建設工事業	トラック	別掲（５頁）
	１時頃	１０人～２９人	交通事故（道路）	
6	８月	建築工事業	足場	別掲（４頁）
	１１時頃	１０人～２９人	墜落、転落	
7	８月	土木工事業	建築物、構築物	建設残土の仮置き場に常駐しドラグ・ショベルで残土を均していたところ、残土の下に隠れていた、廃止済の地下タンク（直径約４５メートル、深さ約３０メートル）の蓋が崩れ落ち、ドラグ・ショベルとともに落下したものの。
	１５時頃	１０人～２９人	崩壊、倒壊	

建災防本部大会開催



9月24日（木）から、建災防の本部ホームページ上で、第57回全国建設業労働災害防止大会Web大会が公開されています。大会スローガンは「安全は 勇気と努力の積み重ね みんなで守る手順とルール」です。

ホームページ上では新会長の大会挨拶の映像のほか、祝辞、安全の誓い、自然災害からの復旧・復興工事安全対策特別部会の発表論文、他専門部会の発表論文の概要等を公開しています。

また、各部会の論文等を集めた資料集を9月17日から販売しています。詳細は建災防本部のホームページをご参照ください。



最低賃金改正のお知らせ

令和2年10月1日から

時間額 1,012円

神奈川労働局賃金室から最低賃金改正についてのお知らせがありました。

神奈川最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

お問い合わせは神奈川労働局労働基準部賃金室、もしくは最寄りの労働基準監督署まで 電話：045-211-7354
※中小企業・小規模事業者向けに各種支援策、無料相談を行っています。

◆神奈川働き方改革推進センター◆

横浜市中区尾上町5-77-2馬車道ウエストビル6F 電話：0120-910-090

フルハーネス買換補助金

フルハーネス型安全帯、積載形トラックレーン過負荷防止装置の買換・改修補助金申請の期限は**10月20日**までです。詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/>

支部行事予定

編集委員会

時：10月8日 13:30
所：311会議室

運営委員長・部会長会議

時：10月8日 15:00
所：311会議室

正副支部長・分会長会議

時：10月20日 15:00
所：311会議室

運営委員・分会事務局長合同会議

時：10月27日 15:00
所：講堂

第55回神奈川県建設業労働災害防止大会

時：11月5日 15:00
所：はまぎんホール※一般参加不可

雇用管理研修

時：10月15日 9:00
所：講堂
時：10月21日 13:00
所：万国橋会議センター
時：11月17日 9:00
所：講堂